

学生の懲戒処分について

○処分内容

本学歯学部歯学科の学生(6年生)を、本学学則第58条第3項の3に定める「学内の秩序を著しく乱し、その他学生の本分に著しく反した者」として、平成20年11月10日付け退学処分とした。

○処分理由

当該学生が、9月6日に準強制わいせつの疑いで逮捕されことから、本学としては、調査委員会を立ち上げ、事情聴取を行った結果、当該学生が、事実関係を認めたことによる。

○学部長コメント

このような事件が起ったことは誠に遺憾であり、厳正な処分をいたしました。このような事態が繰り返されることのないよう、意識啓発を図り、信頼の回復に努めてまいる所存です。

平成20年11月11日

東京医科歯科大学

歯学部長 田上 順次